

# マイナ保険証なら 限度額適用認定証等の申請は不要です！

## 限度額適用認定証等とは

病院や薬局の窓口での支払い(自己負担額)が高額になる場合に、所得に応じた限度額までに減額するために医療機関・薬局に提示する認定証のことです。

※「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」を指します。

これまでは・・・

医療機関や薬局での支払いが高額になりそうなときは、事前に限度額適用認定証等の申請が必要でした。また、限度額適用認定証等は7月末日が有効期限のため、毎年8月に更新の申請が必要でした。

マイナ保険証を利用すれば・・・

限度額適用認定証等の新規申請や更新申請をしなくても、窓口での支払いが高額になる場合には、限度額までに減額されます。

まだマイナンバーカードを保険証として申し込みしていない方も！

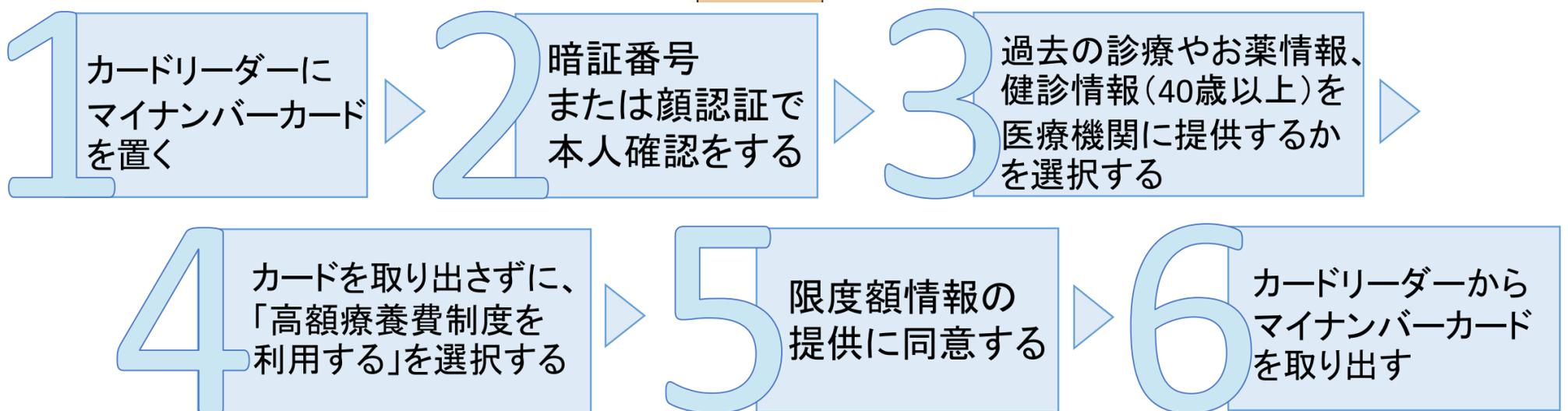
医療機関のカードリーダーで簡単にマイナンバーカードと保険証の紐づけが出来ます。

カードリーダーでの操作を進めると、途中で「保険証としての登録が必要です」と出ますので、「継続する」を押して、利用規約に同意すると紐づけが完了します。



このステッカーが  
マイナ保険証が  
利用可能な目印！

対応医療機関窓口での操作方法も簡単です！



厚生労働省が公表する  
マイナ保険証が利用できる  
医療機関(都道府県別)



マイナ保険証利用  
対応施設を検索  
できるサイト



マイナ保険証の  
医療機関や薬局で  
の使い方(動画)



## ※ご利用にあたっての注意事項

- ・国民健康保険税に滞納がある場合は医療機関等で認定区分が確認できません。(市役所にご相談ください)
- ・世帯主や国保加入者の所得の申告がない場合には、正しい区分が確認できない場合があります。
- ・直近12か月の入院日数が90日を超える市民税非課税世帯の方が、入院時の食事療養費の減額を受ける場合は、別途申請手続きが必要です。
- ・カードリーダーの種類によっては案内の文言等が異なる場合があります。